

介護職員等処遇改善加算

【介護職員等処遇改善加算とは】

介護職員等の処遇改善につきましては、度々介護職員処遇改善加算が拡充等の取り組みが行われてきましたが、介護職等人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員等の更なる処遇改善を進める為に「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるには下記要件を満たしている必要があります。

- (1) 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- (2) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ2つ以上取り組んでいること。
- (3) 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化をおこなっていること。

【職場環境等要件の掲示について】

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	当施設取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	新人研修を通し経営理念や指針の浸透を図っている。
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	自治体の合同就職フェアへの参加。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、受講料や研修費の補助、勤務シフトの考慮等を行っている。 各種研修受講については職員を選抜し計画的に育成を行っている。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	人事考課による面談時、定期的な会議等にキャリアアップについても考える機会を設けている。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	仕事と子育ての両立の一環として隣接している法人内に職員が利用できる保育室を確保している。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	夏季休暇・冬期休暇を設け、有給休暇取得推進も積極的に行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	特殊浴槽・電動ベッド・介護ロボット・見守り機器の導入により腰痛対策を行っている。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員の為の休憩室の設置等、健康管理対策の実施	職員休憩室の確保。 健康診断ストレスチェックの実施。
生産向上のための業務改善の取り組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットセンサー等の導入による業務量の縮減	見守り機器（眠りスキャン）導入により業務量軽減を図っている。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による個々の情報共有や作業負担の軽減	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務の効率化を図っている。
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の提供）等による役割分担の明確化	高齢職員に対し勤務時間短縮、業務内容、シフトに配慮している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各部署の会議、朝礼等で情報共有しカンファレンスの実施で改善を図っている。
	ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	年2回、ご家族様、入居者様との運営懇談会の実施